

議案第 31 号

専決処分事項報告について（交野
市税条例の一部を改正する条例）

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決処分書写……別記

令和 5 年 4 月 28 日提出

交野市長 山 本 景

交野市税条例の一部を改正する条例

(写)

5 専第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、交野市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

交野市長 山 本 景

令和 5 年条例第 23 号

交野市税条例の一部を改正する条例

別 紙

交野市税条例の一部を改正する条例案

交野市税条例の一部を改正する条例

交野市税条例（平成15年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第3項第1号中「第6条の3」を「前条」に改める。

第28条第6項中「第5項」を「前項」に改める。

第28条の3第1項中「第53条の2」を「第49条」に改める。

第39条中「又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「租税特別措置法」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に改め、同条第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第46条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第109条第1項及び第5項並びに第112条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

第131条第1項中「都市計画法（昭和43年法律第100号）」を「都市計画法」に改める。

附則第2条第3項を削る。

附則第9条の3中「附則第45条の2」を「附則第45条」に改める。

附則第10条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第12条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第13条第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号

ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第14項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条中第16項を削る。

附則第14条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第17条の2及び第17条の2の2を削る。

附則第17条の2の3を附則第17条の2とする。

附則第17条の6第3項を削る。

附則第18条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第18条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第31条の見出し及び同条中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第31条の2の見出し及び同条中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第31条の3第3号中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」に改める。

附則第44条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第46条第1項第1号中「第20条の2」を「第20条」に改める。

附則第48条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第62条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の交野市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第6

4 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 3 条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 1 9 項の規定の適用については、同項中「、第 4 3 項若しくは第 4 6 項」とあるのは、「若しくは第 4 3 項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 令和元年 1 0 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日までの間に取得されたこの条例による改正前の交野市税条例附則第 1 7 条の 2 及び第 1 7 条の 6 第 3 項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 1 8 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。